宿泊事業者のＤＸ支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１　この要綱は、県内宿泊事業者が行う宿泊税への対応や生産性向上に向けたデジタルトランスフォーメーション（以下「ＤＸ」という。）投資に対し、予算の範囲内で宿泊事業者のＤＸ支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２　この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

(1)「宿泊税」とは、長野県宿泊税条例（令和７年長野県条例第23号。以下「条例」という。）第１条に規定する法定外目的税をいう。

(2)「宿泊事業者」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第３条第１項の許可を受けて営む同法第２条第２項に規定する旅館・ホテル及び同条第３項に規定する簡易宿所並びに住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第３条第１項の届出をして営む同法第２条第３項に規定する住宅宿泊事業に係る施設（以下「宿泊施設」という。）の経営者をいう。

（補助事業）

第３　この補助金の補助事業は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 宿泊事業者が行う宿泊税の導入に伴って発生する既存の予約管理・精算システムの改修事業（以下「宿泊税への対応に向けたシステム改修事業」という。）

(2) 宿泊事業者の生産性向上を図るために実施するＤＸ関連の投資事業（ただし、宿泊税への対応に向けたシステム改修事業を除く。以下「ＤＸ投資支援事業」という。）

（補助対象事業者等）

第４　この補助金の交付対象者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号に掲げる宿泊事業者とする。

(1) 宿泊税への対応に向けたシステム改修事業における補助対象事業者は、別表１に定める市町村を除く長野県内に所在する宿泊施設について、条例第10条第１項に規定する特別徴収義務者としての登録を県税事務所長（条例の施行日前にあっては知事）に申請した者又は申請する予定の宿泊事業者とする。

(2) ＤＸ投資支援事業における補助対象事業者は、長野県内に所在する宿泊施設の宿泊事業者とする。

２　前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者は補助金の交付の対象としない。

(1) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(2) 第１項第１号に規定する申請を第16に規定する実績報告を行う日又は条例第10条第１項に定める期日のいずれか早い日までに行う意思のない者（ただし、宿泊税への対応に向けたシ

ステム改修事業に申請する場合に限る。）

(3) 県税に未納がある者

(4) その他知事が適当でないと認める者

３　知事は、第１項第１号に規定する申請、並びに前項第３号に規定する県税の未納に関する事項について、県税事務所長宛て照会することができる。

（補助対象経費、補助率及び補助限度額）

第５　知事は、補助対象事業者が行う補助金の交付対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

２　補助対象経費の区分、補助率及び補助上限額は、別表２のとおりとする。

３　本補助金の補助対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

４　補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第６　補助対象事業者は、第８第１項の規定に基づく交付の申請、同第４項の規定に基づく事前着手の届出、第10の規定に基づく申請の取下げ、第12第１項の規定に基づく計画変更の申請、第12第２項の規定に基づく計画中止（廃止）の申請、第12第３項の規定に基づく遅延等の報告、第15の規定に基づく状況報告、第16第１項の規定に基づく実績報告、第18第２項の規定に基づく支払請求又は第21第３項の規定に基づく財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、原則、電子情報処理組織を使用する方法（長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成19年３月22日条例第３号）の規定に基づき知事が定めるものをいう。）により行わなければならない。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第７　知事は、第６の規定により行われた交付申請等に係る第９第１項の規定に基づく通知、第12第１項の規定に基づく承認、第12第２項の規定に基づく承認、第12第３項の規定に基づく指示、第15の規定に基づく要求、第17第１項の規定に基づく通知、同第２項の規定に基づく返還命令、同第３項の規定に基づく納付命令（第19第４項の規定において準用する場合を含む。）、第19第１項の規定に基づく取消し若しくは変更、同第２項の規定に基づく返還命令、同第３項の規定に基づく納付命令、第20第４項の規定に基づく納付命令（第21第４項の規定において準用する場合を含む。）又は第21第３項の規定に基づく承認について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

（補助金交付の申請）

第８　補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、宿泊事業者のＤＸ支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に知事が定める書類（以下「関係書類」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

２　前項の関係書類は、次のとおりとする。

(1) 宿泊事業者のＤＸ支援事業補助金実施計画書（様式１－１）

(2) 宿泊事業者のＤＸ支援事業補助金対象経費明細書（様式１－２）
(3) 前各号に掲げるもののほか知事が特に必要と認める書類
３　前２項の書類の提出期限は、知事が別に定める。
４　補助金の交付の申請をするにあたり、事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事情により補助金交付決定前に事業（ただし、宿泊税への対応に向けたシステム改修事業に限る。）に着手する場合は、あらかじめその理由を明記した宿泊事業者のＤＸ支援事業補助金事前着手届（様式第２号）を知事に提出するものとする。

（交付決定の通知）
第９　知事は、第８第１項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、交付決定を行い、補助金交付決定通知書を補助対象事業者に送付するものとする。
２　知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）
第10　補助対象事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に宿泊事業者のＤＸ支援事業補助金交付申請取下書（様式第３号）の提出をもって知事に申し出なければならない。

（補助事業の経理等）
第11　補助対象事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と区分して経理し、常にその収支を明らかにしておかなければならない。
２　補助対象事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後５年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるように保存しておかなければならない。

（計画変更の承認等）
第12　補助対象事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ宿泊事業者のＤＸ支援事業補助金計画変更承認申請書（様式第４号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
(1) 補助対象経費の額を変更しようとするとき。ただし、第３第１号及び第２号に定める各補助事業において、それぞれ補助対象経費の20パーセント以内の金額を減額する場合を除く。
(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
（ア）補助事業の目的に変更をもたらすものでない、事業計画の細部の変更である場合
（イ）補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
２　補助対象事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ宿泊事業者のＤＸ支援事業補助金計画中止（廃止）承認申請書（様式第５号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

３　補助対象事業者は、補助事業が予定の期間に完了しないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、宿泊事業者のＤＸ支援事業補助金計画遅延等報告書（様式第６号）により速やかに知事に報告しその指示を受けなければならない。

（契約等）

第13　補助対象事業者は、補助事業のうち事業全体の企画及び立案並びに根幹にかかわる執行管理分を第三者に背負わせ、又は委託してはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けた場合にはその限りではない。

（権利譲渡の禁止）

第14　補助対象事業者は、第９第１項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（状況報告）

第15　補助対象事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは速やかに宿泊事業者のＤＸ支援事業補助金状況報告書（様式第７号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第16　補助対象事業者は、補助事業が完了（又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付を決定した年度の２月１日のいずれか早い日までに宿泊事業者のＤＸ支援事業補助金実績報告書（様式第８号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、令和８年１月13日以降に交付決定を行ったものについては、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和８年６月１日のいずれか早い日までとする。

なお、知事は必要と認める場合に別途提出期限を定めることができる。

２　前項の関係書類は、次のとおりとする。

（1）　宿泊事業者のＤＸ支援事業補助金実施概要書（様式第８－１号）

（2）　宿泊事業者のＤＸ支援事業補助金経費内訳書（様式第８－２号）

（3）　前各号に掲げるもののほか知事が特に必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第17　知事は、第16第１項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要性に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第12第１項に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書を補助対象事業者に送付するものとする。

（補助金の支払）

第18　補助金は第17の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとし、補助対象事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、宿泊事業者のＤＸ支援事業補助金精算払請求書（様式第９号）を知事に提出しなければならない。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要があると認めたときには、概算払をすることができる。

２　補助事業者は、前項ただし書きの規定により補助金の交付を受けようとするときは、宿泊事業者のＤＸ支援事業補助金概算払請求書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第19　知事は、第12第２項の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第９第１項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助対象事業者が、法令、規則、本要綱又は法令、規則若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(3) 補助対象事業者が、別紙１特別徴収義務者としての登録等の規定に関する誓約事項又は別紙２暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

(4) その他規則第15条第１項各号の規定に該当した場合

（財産の管理等）

第20　補助対象事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効果的運用を図らなければならない。

２　補助対象事業者は、取得財産等について、宿泊事業者のＤＸ支援事業補助金に係る取得財産等管理台帳（様式第11号）を備え管理しなければならない。

３　補助対象事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第16第１項に定める実績報告書に宿泊事業者のＤＸ支援事業補助金に係る取得財産等管理明細表（様式第12号）を添付しなければならない。

４　知事は、補助対象事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

（財産の処分の制限）

第21　取得財産等のうち、規則第19条第１項第２号の規定に基づき知事が指定する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

２　規則19条第２項第２号に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）を勘案して、知事が別に定める期間とする。

３　補助対象事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限され

た取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ宿泊事業者のＤＸ支援事業補助金財産処分承認申請書（様式第13号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

４　第20第４項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（情報管理及び秘密保持）

第22　補助対象事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

２　補助対象事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助対象事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助対象事業者による違反行為とみなす。

３　本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（特別徴収義務者の登録等の規定に関する誓約）

第23　補助対象事業者は、別紙記載の特別徴収義務者の登録等の規定に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（暴力団排除に関する誓約）

第24　補助対象事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（雑則）

第25　この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年５月16日から適用する。

附　則

この要綱は、令和７年６月30日から適用する。

附　則

この要綱は、令和７年７月23日から適用する。

附　則

この要綱は、令和７年９月11日から適用する。

附　則

この要綱は、令和８年１月13日から適用する。

別表１（第４関係）

宿泊税への対応に向けたシステム改修事業の対象外とする市町村	松本市、軽井沢町、阿智村、白馬村、野沢温泉村

別表２（第５関係）

補助事業	補助対象経費	補助対象外経費	補助率	補助上限額
①宿泊税への対応に向けたシステム改修事業	宿泊税の導入に伴って発生する既存の予約管理・精算システムの改修に係る経費	・国などの補助金の交付対象となっている整備に要した経費 ・システムの改修に直接要していない経費 ・租税公課（消費税及び地方消費税） ・その他本補助金の趣旨に合致しないものなど知事が適切でないと判断する経費	定額	知事が必要と認める額
②ＤＸ投資支援事業	宿泊事業者の生産性向上を図るＤＸの実現に必要なデジタル関連投資のため実施される事業に係る経費 ただし、上記①の補助対象経費を除く	・国などの補助金の交付対象となっている整備に要した経費 ・デジタル関連投資に直接要してない経費 ・租税公課（消費税及び地方消費税） ・その他本補助金の趣旨に合致しないものなど知事が適切でないと判断する経費	２／３以内	300 万円

別紙１（第 23 関係）

特別徴収義務者としての登録等の規定に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、宿泊税への対応に向けたシステム改修事業における補助金の交付の申請をするに当たっては、下記の規定を順守することを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

条例第 10 条第１項に規定する特別徴収義務者としての登録の申請について、要綱第 16 に規定する実績報告を行う日又は条例第 10 条第１項に定める期日のいずれか早い日までに行うことを誓約します。

別紙２（第 24 関係）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。